



組織再編により安全と質の高いサービスは保てるのか？

東日本ユニオンは2月15日申14号「新潟支社における運輸車両部門の組織再編について」に対する第二次申し入れ（指導業務・乗務員養成関係）団体交渉を行いました。施策実施まで1ヶ月前に迫る中で会社の考えを質しました。

【指導業務関係】

1. 提案交渉において「長岡運輸区・新津運輸区の指導担当は居なくなり、新潟運輸区所属となる」と説明を受けたが、変更となったのか明らかにすること。

回答.運輸車両部門における組織再編について、全体像を2022年10月3日に提案し、体制を2022年12月20日に提案したものである。

・提案時では体制が固まっていなかった。検討していく中で現場説明会での意見も考慮し、長岡・新津に指導を残すことになった。考えが変わった訳ではない。

2. 各運輸区の指導の要員及び役割について明らかにすること。

回答.必要な体制は確保していく考えである。なお、役割については提案資料等に記載のとおりである。

・新津のDC転換試験時には運転操縦・地上で2人指導担当が必要になる場合、他の指導業務（訓練等）を他区の指導担当の応援等で対応。他区からの派遣ありきの出面ではなく年間を平均した業務量で配置している。突発的な業務は兼務などで相互対応していく。新規養成は新津・長岡も携わってもらう。

3. 新潟運輸区に集約する長岡運輸区の指導業務を具体的に明らかにすること。

回答.提案資料等に記載のとおりである。

・具体的にいうと、新規養成・訓練資料が新潟運輸区に集約される。残る業務は共通項目以外の訓練資料、転入者教育、添乗業務など。交番業務について指導担当は基本行わなくなる。

4. 新潟運輸区に集約する新津運輸区の指導業務を具体的に明らかにすること。

回答.提案資料等に記載のとおりである。

・集約されるものは前項の長岡運輸区と考え方は同じ。新津運輸区として特化するのにはDC転換。

5. 交番業務は各運輸区に残るのか明らかにすること。また担当者は誰が明らかにすること。

回答.指導担当が担っていた業務の一部については、各箇所総体で対応することとなる。

・「業務の一部」は概算。その区所の副長が行う。主務職の指導担当は当直業務をすることもある。

6. 各運輸区の指導担当が受け持つ線区を明らかにするとともに課題を明らかにすること。また、新潟運輸区の指導担当は全ての線区に精通させるのか明らかにすること。

回答.各運輸区の指導担当が担う業務については、必要により柔軟に対応していく考えである。

・新潟運輸区の指導担当が全て精通していることが理想だが、新津、長岡、庄内は線区や車種で特化した指導担当が必要であり総体で対応していく。添乗業務は連携して他区所の乗務員にも実施する。

7. 新潟運輸区の指導の日々の出面について、全線区をケアできる体制にするのか明らかにすること。

また、指導担当への不安申告や取り扱いの確認はどのようにして行うのか明らかにすること。

回答.各運輸区の指導担当が担う業務については、必要により柔軟に対応していく考えである。

・区所によってその時の閑繁もあるので、全運輸区総体で対応していく。指導不在で新潟運輸区に聞くこともあるが、不安申告などは基本的に自区所に聞いてもらいたい。

8. 指導業務を集約することにより、人身事故や異常時の乗務員のメンタルケア及び現地への出勤を含めたフォロー体制をどのように考えているか明らかにすること。

回答.運転に関する事象等が発生した際は、引き続き関係箇所総体で対応する考えである。

・現行でも発生箇所に応じて他区の指導であっても現地に向かっている。今まで通りに対応していく。事象に関する調書取りは自区所の指導担当が行う。

9. 点呼簿や時刻表等、乗務員に必要な伝達すべき事項について、当直と指導担当間での意思疎通に変更があるか明らかにすること。

回答.各区所において、引き続き業務上必要な連携は行っていく考えである。

・基本行路も臨時行路も現行と同様、区所ごとに行い変更はない。

10. マスコンキーの管理は誰が行うのか明らかにすること。

11. 運転適性の管理は誰が行うのか明らかにすること。

12. 運転無事故表彰の管理は誰が行うのか明らかにすること。

*10～12一括議論

回答.引き続き各区所で管理していくこととなる。

・職場ごとの管理となる。区所によって管理している事柄が異なるが、現場に任せている。

13. 乗務員運用計画(交番)は誰が行うのか明らかにすること。

回答.指導担当が担っていた業務の一部については、各箇所総体で対応することとなる。

・現行に引き続き各箇所の指導担当が行う。

14. 添乗業務(添乗計画含む)はどのように行うのか明らかにすること。

回答.引き続き各箇所総体で対応していくこととなる。

・基本的に自区所の指導担当が添乗業務する。往復する場合に他区所の乗務員の添乗となることもある。

15. 他支社との作業計画を含めたダイヤ改正の準備は誰がどのように行うのか明らかにすること。

回答.引き続き各箇所総体で対応していくこととなる。

16. 運転時刻表の作成体制について明らかにすること。

回答.引き続き各箇所総体で対応していくこととなる。

・時刻表の作成手順はこれまでと変わらない。輸送課から新潟運輸区に全てのデータが送られるのではなく、それぞれの区へデータを送る。

17. タブレット端末等に配信される乗務員指導に関する情報について、配信方法及び担当を明らかにすること。

回答.関係箇所総体で対応していくこととなる。

・タブレット端末への指導情報の配信は各区所で判断する。3月18日で統一とはならない。

18. デスコン棒の配備・回収・周知は新潟運輸区が一括して行うのか明らかにすること。

回答.指導担当が担っていた業務の一部については、各箇所総体で対応することとなる。

・現行通りで行っていく。

19. 乗務員訓練をどのように行うのか明らかにすること。

回答.引き続き必要な訓練は実施することとなる。

・訓練会の出席管理は各区所。訓練期間に参加できなかった場合、他区の訓練会に Web で参加する考えも検討中。現車走行訓練も計画的に行うのであれば他区の指導担当と連携できる。

20. 総合訓練センター定期訓練における受講生の属性(駅・車掌・運転士相互運用者)に応じた現場との連絡・調整はどのように行うのか明らかにすること。

回答.総合訓練センターと関係箇所との間で必要な情報を共有していく考えである。

・現状は相互運用で担っている方は坦務別で研修に参加している(2年に2回)。やり方は検討中。

21. 異動者の教育はどのように行うのか明らかにすること。

回答.引き続き必要な教育は実施することとなる。

・これまで通り教育は行っていく。過去に乗務員経験がある方で、乗務員以外の職種からの転入も今後考えられる。この間、新幹線から在来線へ転入された方の苦労は把握している。

22. 事故・事象等に対する乗務員への聴取等はどのように行うのか明らかにすること。

回答.乗務員への聴取等については、各箇所総体で対応することとなる。

- ・各職場の指導担当が聴取する。

【乗務員養成関係】

23. EC23 回生の見極めまでの養成スケジュール及び指導操縦者・指導の専任体制等を明らかにすること。

回答.引き続き必要な教育は実施することとなる。

- ・長岡運輸区の23回生はそのままのスケジュールで行う。(指導担当を残す)

24. EC23 回生について車種転換、差分教育、乗務線区の拡大について、どのような体制で行うのか明らかにすること。

回答.引き続き必要な教育は実施することとなる。

- ・長岡運輸区の23回生はそのままのスケジュールで行う。(指導担当を残すので)

25. 乗務員としての資質・技能向上及び線区の熟知者・指導担当を育成するプロセスを明らかにすること。

回答.引き続き必要な教育は実施することとなる。

- ・長岡運輸区の23回生はそのままのスケジュールで行う。(指導担当を残すので)

26. 技術指導担当の選定は誰がどのように行うのか明らかにすること。また、新潟運輸区以外で技術指導担当を希望している社員の運用を明らかにすること。

回答.社員の運用は任用の基準に則り取り扱うこととなる。

- ・庄内統括センターでは新規養成をしていないが、転入者への転換教育に携わって頂きたい。

27. 新規養成の今後の見通し(規模感)を明らかにすること。また新規養成に対応するための兼務等が発生するのか明らかにすること。

回答.社員の運用は任用の基準に則り取り扱うこととなる。

- ・定年退職数も落ち着き新入社員の採用も抑えている。乗務員新規養成も減少する集約している。

28. 新潟運輸区の運用行路数の規模拡大及び新規養成集約に伴い休養管理室不足への対応を明らかにすること。また、休養管理室の2段使用は行わないこと。

回答.現行どおりの対応で考えている。

- ・行路数は減少しているので休養管理室の不足はない。2段ベッドを使用しないように対応している。
- ・新規養成と転入者教育で泊箇所が競合しているという意見は把握していなかった。課題とする。

29. 新潟運輸区の運用行路数の規模拡大及び新規養成集約に伴う当直点呼の執行体制を明らかにすること。

回答.体制については、提案資料等に記載のとおりである。

・出退勤時間が競合する時間帯があるのは把握している。退勤点呼待ちで退勤時間が遅れた場合は作業報告書を提出して欲しい。

- ・点呼台は今のところ増やす考えはないが、検討していく。

30. 新潟運輸区で新規養成された乗務員の長岡運輸区・新津運輸区・庄内統括センターへの人事運用方針について明らかにすること。

回答.社員の運用は任用の基準に則り取り扱うこととなる。

・必ずしも、新規養成者のみが異動する訳では無いが、異動に際しては、現場長の意識付けが重要と考えている。しばらくは新規養成人数が大きく増加しないと考えている。

31. DC転換について、今後の養成方法を明らかにすること。

回答:引き続き必要な教育は実施することとなる。

- ・110系、195系に必要な転換を行っていく。

東日本ユニオンに加入して

安心して働ける労働環境を実現しよう!